

入札に係る注意事項

契約内容 令和8年度高槻市ホームページバナー広告枠使用契約

広告枠使用期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

- 1 入札者は契約相手方となった場合、上記契約内容を契約期間内に完了すること。
- 2 入札者は地方自治法、高槻市財務規則、高槻市競争入札心得、その他の関係法令を遵守すること。
- 3 入札参加申請は、指定の「制限付一般競争入札参加申出書」を令和8年1月26日（月）の17時必着で「一般書留」または「簡易書留」で郵便または持参にて提出すること。
- 4 入札の方法は、入札書を郵便で提出する郵送方式とする。入札書及び郵送用封筒は、入札参加資格の審査結果に同封された市指定の様式を用いること。
- 5 入札書には広告1枠1月分あたりの単価を記載すること。また入札者は消費税等に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。
- 6 現場説明会は実施しない。質問がある場合は、1月16日（金）17時までに、簡易電子申込で受け付ける。その他の方法では受け付けない。
- 7 入札書は、「一般書留」または「簡易書留」で2月6日（金）17時必着で郵便または持参すること。提出にあたっては、入札書は記名押印し、入札書郵便用指定封筒に封入すること。郵送料は業者負担とする。また、以下の場合は、入札書を無効とする。
 - ①同一入札に同一人が複数の入札書を提出したもの
 - ②入札書郵便用指定封筒以外の封筒で郵送されたもの
 - ③入札書到着期限を過ぎて到着したもの
 - ④入札書郵便用指定封筒に件名及び差出人等が記載されていないもの及び件名が確認できないもの
 - ⑤入札書郵便用指定封筒記載の件名及び差出人名と同封された入札書の件名及び差出人名が相違するもの
 - ⑥「一般書留」又は「簡易書留」以外の方法で郵送されたもの

8 開札は2月10日（火）11時から行う。入札書の開封にあたっては、参加業者の中から選定した入札立会人を立ち会わせて執行する。また、希望する参加業者は、開札に立ち会うことができる。

9 選定した入札立会人には、「入札立会人通知書」を郵送する。入札立会人が代理人の場合は委任状を必要とする。

10 入札立会人は、当該開札終了後「入札立会確認書」により、公正かつ適正な入札であったことを確認する。

11 入札書の書換、撤回、変更はできない。

12 契約保証金の納付・免除等については、高槻市財務規則、高槻市競争入札心得等による。

13 入札者は入札執行後、業務内容等の不明を理由にして当該入札に対して異議を申し立てることができない。

14 債務履行後の支払については、政府契約の支払い防止遅延等に関する法律に反しない期間内に行う。

15 入札参加資格のない者のした入札、及び、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

16 契約相手方となった者は、当該入札に際し、談合等の不正行為のないことを誓約すること。